平成２４年（フ）第６３号
福島県会津若松市東千石２丁目５番45号　クイーンハイツ101号室、前住所福島県会津若松市南千石町５番21号　佐々木アパート２号
債務者　芳賀　　早
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第６５号
福島県喜多方市塩川町字新丁1811番地２　山重ハイツ５号室、前住所福島県喜多方市塩川町遠田字上ノ屋敷443番地
債務者　星　　貴志
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第１５９号
群馬県邑楽郡大泉町東小泉２丁目６番13号　アネックス21東大泉Ｄ棟101号
債務者　髙橋　千鶴（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第４１１号
神奈川県小田原市永塚344－１　介護老人保健施設　リバーイースト、住民票上の住所神奈川県南足柄市塚原2386番地　ハイツ古屋Ｂ―102
債務者　福永　　薫
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４６９号
神奈川県小田原市酒匂２丁目28番12号
債務者　宮川真理子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３３３号
新潟市中央区笹口２丁目７番地14　メゾン・ド・リッシュ202号、申立時の住所新潟市中央区長潟２丁目17番８号　ＮＮトピア202号
債務者　森　　祐
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５８号
新潟県燕市粟生津205番地、前住所神奈川県相模原市南区相模台３丁目２番12号　ヴィラクレモナ６番館203
債務者　荒木　弘司
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０２号
新潟県新発田市西園町３丁目３番７号
債務者　金子千代子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１０５号
新潟県阿賀野市安野町４番24号
債務者　清野　弘行
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１０６号
新潟県阿賀野市百津町11番15号　レジデンス愛203号
債務者　小出　英明
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１０９号
新潟県胎内市若松町５番５号
債務者　宮代　京子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第５４号
石川県七尾市奥原町上部278番地１　県営奥原住宅３号棟15号、従前の住所石川県七尾市矢田町２号141番地４
債務者　伊藤　　彰
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで　金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第５０号
兵庫県多可郡多可町加美区清水477番地
債務者　足立　茂雄
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第１７８号
茨城県かすみがうら市稲吉南１丁目18番24号　コーポ森205
債務者　小松﨑眞佐子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１７９号
茨城県かすみがうら市稲吉南１丁目18番24号　コーポ森205
債務者　小松﨑聡美
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１９１号
茨城県つくば市稲荷前19番地４　レミーハイツＢ棟101号、前住所茨城県つくば市東２丁目８番地９　東ハイツ106号
債務者　浅野　月子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１９６号
茨城県土浦市中村南２丁目８番６号　グリーンハイツ疋田101
債務者　長橋美幸子（旧姓大畠）
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係